○長浜市産後ケア事業実施要綱

平成28年４月１日告示第122号

改正

平成30年４月１日告示第120号
令和３年４月１日告示第139号
令和４年４月１日告示第139号

長浜市産後ケア事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、産後の母親の心身の安定を図るとともに育児不安を解消し、安心して子育てができる支援体制を整備するため、支援を必要とする母子に対して行う産後ケア事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第２条　事業の実施主体は、長浜市とする。ただし、市長は、適切な事業運営ができると認められる医療機関、助産所等で、次の各号の要件をいずれも満たすものに事業を委託することができる。

（１）　事業に従事する助産師、保健師又は看護師を配置し、母体ケア及び乳児ケア並びに今後の育児に資する指導、相談、心理指導等を行う体制が確保できること。この場合において、宿泊型の事業を実施する場合にあっては、24時間体制で１名以上の助産師、保健師又は看護師が常駐することとする。

（２）　第４条に規定する事業内容を提供できること。

（３）　利用者の居室、カウンセリング室、乳児保育室等事業を安全かつ快適に提供できる施設を備えていること。

（４）　医療機関との連携体制が整えられていること。

（５）　本市との適切な連携体制が確保できること。

（利用者）

第３条　事業の利用対象者は、市内に住所を有する産後12か月未満の女性（流産又は死産を経験した女性を含む。）及び乳児であって、家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられない者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、医療行為の必要な者は除く。

（１）　産後に心身の不調又は育児不安等がある者

（２）　その他特に支援が必要と認められる者

（事業内容）

第４条　事業内容は、次に定めるところによる。

事業区分	事業内容
宿泊型（母子を宿泊させて、右欄に掲げる事業を行うもの）	（１）　母体ケア、乳児ケア等 （２）　育児に関する指導、カウンセリング等 （３）　心身のケア、育児サポート等 （４）　その他必要とする育児指導
デイサービス型（母子を日帰りで施設利用させ、右欄に掲げる事業を行うもの）	
訪問型（利用者の自宅に赴き、右欄に掲げる事業を行うもの）	

（利用日数）

第５条　事業の利用日数は、前条の区分ごとに７日以内とする。ただし、宿泊型又はデイサービス型に限り、市長が特に必要と認めたときは、更に７日を限度として延長することができる。

（利用申請）

第６条　事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、長浜市産後ケア事業利用申請書（様式第１号）を市長に提出しなければならない。

（利用の決定等）

第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い利用の可否について決定するものとする。

２　市長は前項の決定を行ったときは、直ちに長浜市産後ケア事業利用承認通知書（様式第２号）又は長浜市産後ケア事業利用不承認通知書（様式第３号）により、利用の可否について利用者に通知

するとともに、事業を委託するときは、委託を受けた事業者（以下「事業者」という。）に対し、利用者に関する必要な情報を提供するものとする。

（利用日程の変更等）

第８条　利用者は、利用日程を変更し、又は利用を中止する場合は、当該利用日の前々日の17時までに市又は事業者にその旨を連絡しなければならない。

２　宿泊型又はデイサービス型の利用者は、自己の都合により前項に規定する日時以後に利用の日程を変更し、又は中止した場合は、第10条に規定する利用料の３割に相当する額を負担しなければならない。

３　長浜市は、生活保護世帯又は市民税非課税世帯に属する利用者が、自己の都合により第１項に規定する日時以後に利用の日程を変更し、又は中止した場合は、第10条に規定する市民税課税世帯に属する利用者が利用した場合に負担する利用料の３割に相当する額を負担するものとする。

４　利用者は、第２項に規定する額を事業者に直接支払うものとする。

（利用日数の延長）

第９条　利用者は、第７条第２項の規定により承認を受けた利用日数の延長を希望する場合は、長浜市産後ケア事業利用申請書を再度市長に提出しなければならない。

（利用料）

第10条　利用者は、別表に定める利用料を負担しなければならない。

２　利用者は、前項に規定する利用料を事業者に直接支払うものとする。

（実施報告）

第11条　事業者は、事業の実施後、速やかに長浜市産後ケア事業実施報告書（様式第４号）を市長に提出するものとする。

（委託料の請求）

第12条　事業者は、事業終了日の翌月の10日までに、長浜市産後ケア事業実績報告書（様式第５号）を市長に提出するとともに、委託料を請求するものとする。

２　市長は、前項に規定する委託料の請求を受けたときは、報告書の内容を審査し、適当と認めたときは、事業者に委託料を支払うものとする。

（書類の保存）

第13条　事業者は、事業の適正な実施を確保するため、事業に関する書類を整理し、事業実施年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。

（報告及び調査）

第14条　市長は、事業者による事業の実施状況について、必要に応じて報告を求め、又は職員をして記録その他必要書類の調査をさせることができる。

（その他）

第15条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成30年４月１日告示第120号）

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（令和３年４月１日告示第139号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年４月１日告示第139号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表（第10条関係）

世帯区分	宿泊型 （１日当たり）	デイサービス型 （１日当たり）	訪問型 （１回当たり）
市民税課税世帯	6,400円	3,200円	1,000円
生活保護世帯 市民税非課税世帯	０円	０円	０円